

写

こ成安第3号-1
5教参学第32号
令和6年1月17日

各都道府県・指定都市教育委員会青少年教育事務主管課長
各都道府県青少年教育事務主管課長 殿
各国立大学法人担当部課長

こども家庭庁成育局安全対策課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットの活用推進について（依頼）

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

こどもを取り巻くインターネット利用環境は日々変化しております。

政府では、令和3年6月7日に決定した「第5次青少年インターネット環境整備基本計画」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、学校等を通じて保護者に対する周知・啓発活動を推進することとしております。

こうした状況を踏まえ、こども家庭庁において、文部科学省等の関係省庁と連携し、保護者に向けたリーフレット「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント～こどもたちが安心して楽しく使うために～」を作成いたしました。

本リーフレットは、第5次基本計画にもありますとおり、青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進に着目し、自画撮り被害や誹謗中傷等への対応、フィルタリングの活用や家庭でのルールづくり等を紹介しているものです。また、令和5年4月にこども家庭庁が設置されたことから、本年度は、特別版として、すべての保護者を対象に、インターネットの安全利用について啓発する内容としました。

貴職におかれましては、本リーフレットを管内での研修会や会議等で配布することにより、特に適切なインターネット利用について啓発が必要な保護者等に対して、この問題の重要性が伝わるよう積極的に活用いただくとともに、必要に応じて、各都道府県教

育委員会青少年教育事務主管課におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会青少年教育事務主管課におかれては、所管の学校・幼稚園に対して、各都道府県青少年教育事務主管課におかれては、所轄の学校・幼稚園に対して、国立大学法人においてはその管下の学校・幼稚園等に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、本リーフレットは、印刷部数に限りがあることから、送付につきまして各教育委員会は300部、各都道府県青少年教育事務主管課及び各国立大学法人は150部のみとなりますが、電子媒体はこども家庭庁ウェブサイト（注）に掲載しておりますので御活用ください。

注：<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/leaflet/>



リーフレット掲載ページ QR コード

（本件問い合わせ先）

こども家庭庁成育局安全対策課
環境整備係 03-6858-0155

本件、周知先は以下のとおりです。（この送付状に該当する周知先に●）

周知先	提供方法／部数	該当
各都道府県・指定都市教育委員会青少年教育事務主管課	印刷物送付／300部	●
各都道府県青少年教育事務主管課	印刷物送付／150部	
各国立大学法人担当部課	印刷物送付／150部	
各都道府県・指定都市青少年行政担当部局	印刷物送付／150部	
各都道府県・指定都市こども政策主管部局	メール／－	